

令和8年2月市議会 総務委員会資料

第7号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

目次	ページ
【第2款 総務費 第1項 総務管理費 第6目 財産管理費】	
1 基金積立金	2～11

財 務 部

令和8年2月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
36～37	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	1-1	基金積立金	592,766 千円

1 概要及び事業内容

(1) 減債基金の積立 363,295千円

ア 概要

国の1次補正予算において、令和7年度の国税収入が増額補正となったことに伴い、普通交付税の追加交付を受けている。追加交付のうち「臨時財政対策債償還基金費」と同額を減債基金に積み立てるもの。

イ 追加交付の内訳

普通交付税追加交付分内訳		交付額(千円)
臨時財政対策債償還基金費(※)		363,295
参 考	臨時経済対策費	1,317,209
	給与改定費	504,405
	地方揮発油譲与税	293
	調整額	46,843
計		2,232,045

※令和8年度及び令和9年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立に要する経費の財源を措置するもの。

ウ 令和7年度財政運営のための基金の推移

区 分		R 6 末 現在高	R 7 積立額	R 7 取崩額	R 7 末 現在高
減債基金	補正前の額 ①	千円 5,679,557	千円 2,535,300	千円 1,039,514	千円 7,175,343
	補正額		363,295	—	
	補正後の額 ②	5,679,557	2,898,595	1,039,514	7,538,638
(参考) 財政調整 基金	補正前の額 ③	14,320,874	675,840	9,923,568	5,073,146
	補正額		—	▲2,048,470	
	補正後の額 ④	14,320,874	675,840	7,875,098	7,121,616
合計	補正前の額(①+③)	20,000,431	3,211,140	10,963,082	12,248,489
	補正後の額(②+④)	20,000,431	3,574,435	8,914,612	14,660,254

(2) 過疎地域活性化基金の積立 13,100千円

ア 概要

過疎地域における過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）実施のために借り入れる令和7年度過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額のうち、令和7年度事業実施分の残額が当初の見込みを上回ることから、過疎地域活性化基金への積立金の増額を行うもの。

イ 事業内容

過疎地域における過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）のために借り入れる当該年度過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額のうち、当該年度事業実施分の残額を過疎地域活性化基金に積み立てるもの。

ウ 令和7年度基金現況

区 分	R 6 末 現在高	R 7 積立額	R 7 取崩額	R 7 末 現在高
補正前の額	千円 261,704	千円 20,939	千円 69,232	千円 213,411
補正額		13,100	—	
補正後の額	261,704	34,039	69,232	226,511

(3) 火葬場利用環境向上基金の積立 17,296千円

ア 概要

火葬場の利用環境向上に資する事業及び新火葬場の建設整備に要する経費の財源として活用するために火葬場利用環境向上基金に積み立てる残骨灰の売払収入が当初の見込みを上回ることから、積立金の増額を行うもの。

イ 事業内容

火葬場から排出される残骨灰の売却により得られる収入を火葬場利用環境向上基金に積み立てるもの。

ウ 令和7年度基金現況

区 分	R6末 現在高	R7 積立額	R7 取崩額	R7末 現在高
	千円	千円	千円	千円
補正前の額	41,932	45,938	8,636	79,234
補正額		17,296	—	
補正後の額	41,932	63,234	8,636	96,530

(4) こども基金の積立 10,000千円

ア 概要

児童福祉行政に活用するための寄附金について、10,000千円の寄附を個人から受納したことにより当初の見込みを上回ることから、こども基金への積立金の増額を行うもの。

イ 事業内容

こども及び子育てに関する支援に要する経費の財源に充当することを目的に受け入れた寄附金を、こども基金に積み立てるもの。

ウ 令和7年度基金現況

区 分	R 6 末 現在高	R 7 積立額	R 7 取崩額	R 7 末 現在高
補正前の額	千円 438,008	千円 8,910	千円 60,000	千円 386,918
補正額		10,000	—	
補正後の額	438,008	18,910	60,000	396,918

(5) ながさきエコライフ基金の積立 4,500千円

ア 概要

「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた事業に活用することを目的として、自治体新電力会社「株式会社ながさきサステナエネルギー」から寄附を受けることから、ながさきエコライフ基金への積立金の増額を行うもの。

イ 事業内容

自治体新電力会社「株式会社ながさきサステナエネルギー」からの寄附金をながさきエコライフ基金に積み立てるもの。

(参考) 株式会社ながさきサステナエネルギーとは

令和2年2月に脱炭素なまちづくりを目的とした自治体新電力会社を長崎市及び地元企業7社が出資し設立。

「再生可能エネルギーの地産地消を推進し、CO2削減を図るとともに、新たな脱炭素化事業を創出することで、地域内資金循環を促し、雇用の創出や地域活性化に繋がる脱炭素なまちづくりを推進すること」を企業理念に掲げている。

ウ 令和7年度基金現況

区 分	R6末 現在高	R7 積立額	R7 取崩額	R7末 現在高
	千円	千円	千円	千円
補正前の額	34,761	16,017	36,542	14,236
補正額		4,500	-	
補正後の額	34,761	20,517	36,542	18,736

(6) 企業版ふるさと納税基金の積立 100,000千円

ア 概要

企業版ふるさと納税寄附金が当初の見込みを上回ることから、企業版ふるさと納税基金への積立金の増額を行うもの。

イ 事業内容

令和7年度に受領した企業版ふるさと納税寄附金のうち、令和7年度の事業に活用しないものについて、企業版ふるさと納税基金に積み立てるもの。

(参考) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは

国の認定を受けた市町村の地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して企業（本社が市外に存在する法人）が寄附を行った場合に、最大約9割の税制上の優遇を受けることができる制度。

現在、令和9年度までの制度となっており、長崎市では、平成29年度から同制度を活用している。

ウ 令和7年度基金現況

区 分	R6末 現在高	R7 積立額	R7 取崩額	R7末 現在高
	千円	千円	千円	千円
補正前の額	89,118	107,061	6,274	189,905
補正額		100,000	—	
補正後の額	89,118	207,061	6,274	289,905

(7) 端島（軍艦島）整備基金の積立 19,505千円

ア 概要

端島見学通路等使用料、企業版ふるさと納税寄附金及び個人・企業等からの寄附金が当初の見込みを上回ること、当初見込んでいなかった端島VRに係る広告賞受賞の賞金を受け入れたこと等から、端島（軍艦島）整備基金への積立金の増額を行うもの。

イ 事業内容

端島見学施設使用料収入から経費を差し引いた残額及び寄附金等を、端島（軍艦島）整備基金に積み立てるもの。

ウ 令和7年度基金現況

区 分	R 6 末 現在高	R 7 積立額	R 7 取崩額	R 7 末 現在高
	千円	千円	千円	千円
補正前の額	1,710,857	149,690	82,011	1,778,536
補正額		19,505	—	
補正後の額	1,710,857	169,195	82,011	1,798,041

(8) 九州新幹線西九州ルート農業用渇水対策施設維持管理基金の積立 65,070千円

ア 概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局（以下「機構」という。）から受領する補償金の算定が完了し、補償金の額が確定したことに伴い、九州新幹線西九州ルート農業用渇水対策施設維持管理基金への積立金の増額を行うもの。

イ 事業内容

九州新幹線西九州ルート建設事業のトンネル工事に起因し、平成26年頃から東長崎地区において農業用水の渇水が発生したことから、機構が機能補償として井戸や貯水タンク、送配水管などの農業用渇水対策施設（以下「対策施設」という。）を整備している。

対策施設については、その大部分を令和8年度から本市が維持管理することとなっており、令和7年度末に機構より移管を受ける予定となっている。

対策施設の維持管理等に要する費用については、国の補償基準に則り令和7年度末に機構より本市に補償金として支払われることになり、補償金の額が確定し増額となった分について、九州新幹線西九州ルート農業用渇水対策施設維持管理基金へ積み立てるもの。

ウ 令和7年度基金現況

区 分	R6末 現在高	R7 積立額	R7 取崩額	R7末 現在高
	千円	千円	千円	千円
補正前の額	—	2,300,000	—	2,300,000
補正額		65,070	—	
補正後の額	—	2,365,070	—	2,365,070

2 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債 ※1	その他 ※2	一般財源
補正前の額	千円 6,335,508	千円 —	千円 —	千円 19,800	千円 5,400,813	千円 914,895
補正額	592,766	—	—	13,100	216,371	363,295
補正後の額	6,928,274	—	—	32,900	5,617,184	1,278,190

※1 地方債 : 過疎対策事業債(ソフト分) 充当率100% (過疎地域活性化基金)

※2 その他 :

残骨灰売払収入 17,296千円 (火葬場利用環境向上基金)
 児童福祉総務費寄附金 10,000千円 (こども基金)
 地球温暖化対策寄附金 4,500千円 (ながさきエコライフ基金)
 企業版ふるさと納税寄附金 114,200千円 (企業版ふるさと納税基金、端島(軍艦島)整備基金)
 端島見学通路等使用料 4,256千円 (端島(軍艦島)整備基金)
 個人・企業等からの寄附金 18千円 (端島(軍艦島)整備基金)
 端島VRに係る賞金等収入 1,031千円 (端島(軍艦島)整備基金)
 九州新幹線西九州ルート農業用渇水対策施設維持管理費受入金
 65,070千円 (九州新幹線西九州ルート農業用渇水対策施設維持管理基金)